

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年 8月14日
【会社名】	株式会社三洋堂ホールディングス
【英訳名】	Sanyodo Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長最高経営責任者兼最高執行役員 加藤 和裕
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画室長 伊藤 勇
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画室長 伊藤 勇
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,391,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年8月14日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,400,000株	1,391,600,000	696,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,400,000株	1,391,600,000	696,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
994	497.14	100株	平成30年8月30日(木)	-	平成30年8月31日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

5. 資本組入額については、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三洋堂ホールディングス本部 総務部	名古屋市瑞穂区新開町18番22号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店	名古屋市中区栄三丁目4番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,391,600,000	15,000,000	1,376,600,000

- （注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2．発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンシャル・アドバイザー費用、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等を予定しております。

（2）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、フィットネス事業導入にかかる費用、物販セルフレジ開発及び導入費用として、充当する予定であります。各資金使途の概要については、以下のとおりであります。

フィットネス事業導入にかかる費用

平成29年11月にフランチャイジーとして1号店を開店したフィットネス事業（店舗名：スポーツクラブアクロスWill_G（ウィルジー））は、好調な業績が続いております。フィットネスは施設の利用頻度が高いため、お客様が毎週のように通える身近な場所に展開することが重要であります。この立地の特性が、人口数万人程度のマーケットで広い駐車場を併設した店舗展開を行う当社グループにとって相性がよい事業であると考え、当社既存店への導入可能性をフランチャイザー側と検討を重ねた結果、同事業が中長期にわたり店舗の収益性を支える事業であると判断いたしました。導入店舗については、当社既存店において不振部門である主にレンタル部門を縮小または撤退し、当該スペースをフィットネス施設に改装して導入する予定であります。かかる費用については、1店舗あたりフィットネス機器取得費用に約2,500万円、店舗改装費用に約1,600万円、その他開店準備費用に約900万円、計約5,000万円を見込んでおり、導入店舗のうち24店舗分の費用として使用する予定です。導入には売場変更等を伴うため、1ヶ月に1店舗程度を順次導入して参ります。

物販セルフレジ開発及び導入費用

最低賃金の上昇や正社員のベースアップなどによる人件費の継続的なコスト増が予測されることから、抜本的な店舗運営コストの見直しが必要と考えております。その一環として、昨年度にレンタル専用セルフレジを自社開発し、当第1四半期連結会計期間末までに8店舗に導入しております。今後は物販も同時対応可能なセルフレジを開発し、導入を進めて参ります。物販セルフレジ開発及び導入費用については、プログラム開発費用に約3百万円、平成30年11月より平成32年3月にかけて導入する33店舗分の費用として約1億32百万円使用する予定です。なお、1店舗ごとの導入台数はおよそ4台で1台あたり約100万円を見込んでおります。

具体的な使途	金額（百万円）（注1）	支出予定時期（注2）
フィットネス事業導入にかかる費用	1,241	平成30年10月～平成33年3月
物販セルフレジ開発及び導入費用	135	平成30年11月～平成32年3月

- （注）1．調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2．支出予定時期は、本第三者割当の払い込みが、平成30年8月31日に実行されたことを前提としております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

(平成30年7月31日現在)

割当予定先の概要				
名称	株式会社トーハン			
本店の所在地	東京都新宿区東五軒町6番24号			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第71期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月29日 関東財務局長に提出
提出者と割当予定先との間の関係				
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	10,000株		
	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,158,000株		
人事関係	出向者受入4名(内取締役1名)、社外監査役1名			
資金関係	該当事項はありません。			
技術関係	該当事項はありません。			
取引関係	当社の子会社株式会社三洋堂書店が商品等の仕入れを行っております。			

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、雑誌やCD・DVDなどに依存しない新たな収益構造の確立と、抜本的な店舗運営コストの見直しが必要であると認識しております。新たな収益構造の確立につきましては、新規事業として平成27年2月にコインランドリー事業に、平成28年10月に教育事業に参入をいたしました。現段階では投資回収が想定を下回る状況が続いたため、コインランドリー事業及び教育事業については店舗網拡大の意思決定を保留しております。

一方、平成29年11月にフランチャイジーとして1号店を開店したフィットネス事業(店舗名:スポーツクラブアクロスWill_G(ウィルジー))は、好調な業績が続いております。フィットネスは施設の利用頻度が高いため、お客様が毎週のように通える身近な場所に展開することが重要であります。この立地の特性が、人口数万人程度のマーケットで広い駐車場を併設した店舗展開を行う当社グループにとって相性がよい事業であると考え、当社既存店への導入可能性をフランチャイザー側と検討を重ねた結果、同事業が中長期にわたり店舗の収益性を支える事業であると判断いたしました。

また、最低賃金の上昇や正社員のベースアップなどによる人件費の継続的なコスト増を予測されることから、抜本的な店舗運営コストの見直しが必要と認識しております。具体策として、昨年度にレンタル専用セルフレジを自社開発し、当第1四半期連結会計期間末までに8店舗に導入しております。今後は物販も同時対応可能なセルフレジを開発し、各店舗への導入を進めたいと考えております。

その為、このフィットネス事業導入及び物販セルフレジ開発・導入を実現させるための設備投資資金について調達方法を検討してまいりました。今後の事業運営の安定化のためにも自己資本の充実と財務の健全性の強化を図っていくことが重要であるとの考えから、返済に伴うキャッシュ・アウトや金利負担によるコストの増加を招く金融機関からの借入ではなく、直接金融による調達を選択いたしました。その中でも、現在の資本市場の動向等を鑑みますと公募増資や株主割当増資、あるいは新株予約権といった手段では資金の調達時期が不明確になるなど、当社が意図する資金調達が行えるとは言い切れず、第三者割当による新株式の発行が望ましいと判断いたしました。

そこで、当社の大株主であり、人的関係も深いトーハンとの意見交換を進めてまいりましたが、その中で第三者割当増資にとどまらず、トーハン及び同社グループ書店との緊密な関係を築くことが、出版社などの仕入先からの商品調達やテクノロジーを活用した書店モデルの開発においても店舗数などのスケールメリットを生かした効果を期待できるため、今後の成長戦略を描く上で有効であり、中長期的に当社の企業価値の向上に資するものと判断し、資本業務提携を実施することとしました。

業務提携の内容といたしましては、当社グループとトーハンは、当社の出版物の主たる仕入先をトーハンとする
とともに、当社グループの行う新業態開発の支援、新たな書店モデル及び新業態の共同開発を実施し、業務提携の
効果を追求してまいります。なお、業務提携の具体的な方針及び内容につきましては、今後両社の間で協議を行う
予定であります。また、取締役の派遣につきましては、当社及びトーハンは、協議の上、トーハンが指名する者2
名を当社の次回定時株主総会において、当社の取締役候補者とする選任決議案を付議することについて合意して
おります。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数
株式会社トーハン	当社普通株式	1,400,000株

(4) 株券等の保有方針

本第三者割当により発行する割当新株式について、割当予定先であるトーハンからは当社株式を中長期的に保有
する意向である旨を確認しております。また、トーハンに対して、本第三者割当の払込期日から2年間において、
本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住
所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社
が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、
確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるトーハンの払込みに要する財産の存在について、トーハンが平成30年6月29日に提出
した第71期有価証券報告書の連結貸借対照表及びヒアリング等により、現預金の残高、純資産、総資産等を確認し
た結果、本第三者割当の払い込みに関して、確実性があるものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

本第三者割当の割当予定先であるトーハンは、当社グループと長年にわたり取引関係を有し、経営陣の資質、同
社の社風などについては、取引関係を通じて承知いたしております。また、トーハンは、役員及び主要株主を有価
証券報告書等の法定開示書類において公表しております。

当社は、同社より暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下、「反社会勢力」といいます。)でないこと及
び反社会勢力と何らかの関係を有していない旨の確認書類を受領しております。

これに加え、当社は調査会社である株式会社エス・ピー・ネットワークを通じて同社及び同社の役員が反社会勢
力と関係を有しない旨の確認をおこないました。以上により、当社は、トーハン及びその役員は反社会勢力と一切
関係を有しないものと判断いたしました。

なお、当社は、東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割
当)」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠と合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当にかかる取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という。）である平成30年8月14日の直前1ヶ月間（平成30年7月17日から平成30年8月13日まで）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の平均値994円（円未満切上げ）といたしました。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日（平成30年8月13日）の当社株式の終値である990円に対しては0.4%のプレミアム、同直前3ヶ月間（平成30年5月14日から平成30年8月13日まで）の終値の平均値である998円（円未満切上げ）に対しては0.4%のディスカウント及び同直前6ヶ月間（平成30年2月14日から平成30年8月13日まで）の終値の平均値である999円（円未満切上げ）に対しては0.5%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

当社株式の終値の平均値（以下、「平均株価」）を採用することにしたのは、当社普通株式は市場における取引高が少なく一時的な株価変動の影響を受ける可能性があるため、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、算定根拠として客観性が高く、合理性が高いと判断したためであります。また、直前3ヶ月間、6ヶ月間でなく直前1ヶ月間の平均株価を採用いたしましたのは、より短期間の平均株価の方が、当社の直近の経営成績をより反映し、公正であると判断したからであります。

そのほか、平成22年1月実施のトーハンへの第三者割当増資の際も、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用しております。以上を勘案し、割当予定先と十分に協議を重ねた結果として当該払込金額といたしました。

なお、平成30年8月14日開催の上記取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式の発行数量（募集株式の総数）は1,400,000株（議決権数14,000個）であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数6,000,000株（平成30年3月31日現在）に係る議決権の総数58,824個の23.79%に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社と割当予定先との間の関係強化を伴う資本業務提携は、当社グループの企業価値及び株式価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(有)日和エステート	名古屋市千種区日和町五丁目35番地	1,713,800	29.13%	1,714,000	23.54%
(株)トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	1,158,000	19.69%	2,658,000	36.50%
加藤 和裕	名古屋市千種区	739,300	12.57%	739,300	10.15%
三洋堂ホールディングス取引先持株会	名古屋市瑞穂区新開町18番22号	212,200	3.61%	212,200	2.91%
豊田信用金庫	豊田市元城町1丁目48番地	203,600	3.46%	203,600	2.80%
三洋堂ホールディングス従業員持株会	名古屋市瑞穂区新開町18番22号	127,500	2.17%	127,500	1.75%
(有)弥生エステート	名古屋市名東区梅森坂西一丁目104番地	94,000	1.60%	-	-
朝倉 潤真	愛知県日進市	67,000	1.14%	67,000	0.92%
(株)ゲオホールディングス	名古屋市中区富士見町8番8号	60,000	1.02%	60,000	0.82%
(株)J Pホールディングス	名古屋市東区葵3丁目15番31号	40,300	0.69%	40,300	0.55%
計	-	4,415,700	75.07%	5,821,900	79.94%

(注) 1. 割当前の所有株式数と総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数と割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、以下の注3、4に記載する、本第三者割当に先立ち実施予定の株式取得分を含みます。
3. 本第三者割当に先立ち、有限会社弥生エステートは、トーハンに当社株式94,000株を市場外の相対取引により譲渡する予定であります。
4. 本第三者割当に先立ち、有限会社日和エステートは、トーハンに当社株式6,000株を市場外の相対取引により譲渡する予定であります。
5. 有限会社日和エステートは、貸し株が平成30年3月31日現在において6,200株ございましたが、既に返却されておりますので、割当後の所有株式数と割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合はそれを反映して計算しております。
6. 株式会社トーハンは、上記以外に三洋堂ホールディングス取引先持株会における持分として平成30年3月31日現在に4,001株、平成30年7月31日現在に5,976株を保有しております。
7. 上記のほか、自己株式が116,606株あります。
8. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年8月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年8月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年8月14日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成30年6月28日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 提出理由

当社は、平成30年6月26日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤和裕、亀割卓、伊藤勇、小林憲司及び杉本香織の5氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、森島康雄、三上友美恵の2氏を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、包原由華氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
加藤 和裕	49,960	109	-	(注)	可決 99.52
亀割 卓	49,955	114	-		可決 99.51
伊藤 勇	49,961	108	-		可決 99.52
小林 憲司	49,960	109	-		可決 99.52
杉本 香織	49,943	126	-		可決 99.48
第2号議案 監査役2名選任の件				(注)	
森島 康雄	49,953	116	-	(注)	可決 99.50
三上 友美恵	49,955	114	-		可決 99.51
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)	
包原 由華	49,965	102	-	(注)	可決 99.53

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 至	平成29年4月1日 平成30年3月31日	平成30年6月27日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第1四半期)	自 至	平成30年4月1日 平成30年6月30日	平成30年8月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林	寛尚	印
----------------	-------	---	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	八代	英明	印
----------------	-------	----	----	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂ホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三洋堂ホールディングスの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社三洋堂ホールディングスが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月26日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 林 寛尚 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 八代 英明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂ホールディングスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月14日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 寛尚	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	八代 英明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三洋堂ホールディングス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年8月14日開催の取締役会において、株式会社トーハンの資本業務提携契約の締結及び同社に対する第三者割当による新株式の発行について決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。